

株式会社エブリー 定款

2026 年 3 月 16 日最終改定

定款

第1章 総則

【商号】

第1条 当社は、株式会社エブリーと称し、英文では every, Inc.と表示する。

【目的】

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットを利用した各種情報処理サービス及び情報提供サービス
2. インターネットによるホームページの企画、制作及び運営
3. コンピュータ、通信システム、その周辺機器、関連機器並びにソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、保守、管理及び輸出入業務
4. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
5. 通信システムによる情報、画像、楽曲の収集、配信、処理及び販売並びにそれらにかかる機器及び装置等の販売
6. 芸能タレント、音楽家、スポーツ選手、インストラクター、音声・映像技術者等の養成及びマネジメント
7. 広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理店業
8. 通信販売業
9. 電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、運用及びその代理業
10. 資金決済に関する法律による前払式支払手段の発行及び資金移動業に関する一切の業務
11. 資金代行業
12. 無体財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買、譲渡及び管理並びにこれらの仲介、代理業
13. ゲーム、映像、音楽等のコンテンツの企画、開発、制作、販売及び配信
14. 書籍・雑誌・楽譜等その他印刷物及び電子出版物の出版、企画、制作及び販売
15. CD、DVD、ミュージックテープ、ビデオ等の原盤の企画、制作、販売及び輸出入業務
16. キャラクター商品の企画、開発、製造、制作及び販売
17. 衣料品、食料品、化粧品、医薬品、家具、文具、事務機器、日用雑貨等の企画、製造、販売及び輸出入業務
18. 音楽著作権の管理及び音楽著作物の利用の開発
19. イベントの企画及び運営
20. 経営コンサルタント業
21. クラウドファンディングプラットフォームの運営

22. プロジェクトの募集、掲載、資金募集支援に関する業務
23. 商品及びサービスの売買契約の代理、媒介、取次ぎ又は代行並びにこれらに関する情報の提供
24. 募金、募金に関する情報の提供、募金の代行又は媒介
25. 各種マーケティング業
26. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

【本店の所在地】

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

【機関】

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

【公告方法】

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

【発行可能株式総数】

第6条 当社の発行可能株式総数は、7853 万 1200 株とする。

【自己の株式の取得】

第7条 当社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

【単元株式数】

第8条 当社の単元株式数は、100 株とする。

【単元未満株式についての権利】

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利

3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

【株主名簿管理人】

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

【株式取扱規程】

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

【招集】

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は随時必要に応じて招集する。

【定時株主総会の基準日】

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

【招集権者及び議長】

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故又は支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

【決議の方法】

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

【議決権の代理行使】

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

【電子提供措置等】

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

【取締役の員数】

第18条 当会社の取締役は、9名以内とする。

【取締役の選任方法】

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

【取締役の任期】

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

【代表取締役及び役付取締役】

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

【取締役会の招集権者及び議長】

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故又は支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

【取締役会の招集通知】

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

【取締役会の決議方法】

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

【取締役会の決議の省略】

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

【取締役会規程】

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

【取締役の報酬等】

第27条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以上、「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。

【取締役の責任免除及び責任限定】

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

【監査役の数】

第29条 当社の監査役は、5名以内とする。

【監査役の選任方法】

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

【監査役の任期】

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

【常勤監査役】

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

【監査役会の招集通知】

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

【監査役会の決議方法】

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

【監査役会規程】

第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

【監査役の報酬等】

第36条 監査役に対する報酬等は、株主総会の決議により定める。

【監査役の責任免除及び責任限定】

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

【会計監査人の選任方法】

第38条 会計監査人は、株主総会において選任する。

【会計監査人の任期】

第39条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

【会計監査人の報酬等】

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

【事業年度】

第41条 当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年とする。

【剰余金の配当等の決定機関】

第42条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

【剰余金の配当の基準日】

第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

【配当金の除斥期間】

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

- 2 前項の配当金には利息を付けない。

第8章 附則

【法令の準拠】

第45条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の関係法令に従う。

【電子提供措置等の効力発生時期に関する附則】

第46条 本定款第 17 条(電子提供措置等)は、当会社が振替株式(「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式)を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生後削除する。

【株主名簿管理人の効力発生時期に関する附則】

第47条 本定款第 10 条(株主名簿管理人)は、2026 年 4 月 1 日に効力を生ずるものとする。な

お、本附則は、効力発生後削除する。